

## 定例選挙管理委員会議事録

下記のとおり定例選挙管理委員会を開催したので、議事の要旨について記録する。

1. 日 時 令和7年12月16日（水）16時30分～17時15分
2. 場 所 半田市役所 3階 会議室304
3. 出席者 （委員長）前田早苗  
（委員）成田吉毅、尾前宣男、服部裕子  
（事務局）石島書記長、竹内書記、木原書記
4. 議 題 (1)令和7年11月26日開催の定例選挙管理委員会議事録について  
(2)委員長の選挙について  
(3)委員長の職務を代理するものの指定について  
(4)その他  
次回及び次々回の選挙管理委員会について 他

### 【議事】

委員長	委員会の開催宣言。 議題(1)「令和7年11月26日開催の定例選挙管理委員会議事録」について事務局に説明を求めた。
事務局	「令和7年11月26日開催の定例選挙管理委員会議事録」について説明した。
委員長	事務局の説明に質問、意見等がないか確認した。
委員	表記等について指摘。
事務局	訂正する。
委員長	これ以外に指摘等ないことを確認し、事務局作成の議事録について承認することを決定した。 半田市選挙管理委員会規程第14条に基づき、会議録署名委員を輪番制により指名した。 次に、議題(2)「委員長の選挙」について事務局に説明を求めた。
事務局	地方自治法第187条の規定により、選挙管理委員会は、委員長を選挙することとされている。前田委員長の2年間の任期は、令和7年12月19日を以て任期満了となるため、委員長の選挙についてお諮りするもの。 審議の1点目、選挙の方法を、半田市選挙管理委員会規程第2条には、委員長選挙は公職選挙法の規程を準用した投票による選挙で決定することとされているが、全委員の同意をもって、指名推選にて当選人とする方法もある。いずれかの方法で委員長を決定するかご審議いただきたいことを説明。 次に、審議の2点目、委員長の任期をこれまで通り2年間で良いか審議いただきたいことを説明。
委員長	事務局の説明のあったことについて、「委員長の選挙」を指名推薦の方法で行うこととすること、委員長の任期を2年とすることに、意義はないか。
各委員	異議なし。
委員長	推薦をお願いしたい。
委員	職務代理者の成田委員が適任と思う。
委員長	ただ今、成田委員を委員長にと推薦があったが、成田委員を当選人とすることに異議ないか。

各委員	異議なし。
委員長	意義がないため、成田委員を委員長とする。 次に、議題（3）「委員長の職務を代理するものの指定」について、事務局に説明を求めた。
事務局	地方自治法第187条の規定により、委員長は、その職務を代理する者を予め指定することとされている。委員長に事故等があった場合に、この職務代理者が委員長の職務を代理することとなる。
委員長	それでは、職務を代理する者の指定を新委員長にお願いしたい。
委員	服部委員を職務を代理する者に指定したい。
委員長	次に、（4）その他について事務局に説明を求めた。
事務局	下記の点について資料で説明。 ・選挙に関する不服申立の状況（茨城県神栖市、滋賀県米原市）
委員長	事務局の説明について、質問、意見等がないか確認した。
委員長	意見等はないため、次回及び次々回の定例選挙管理委員会について確認。 次回の委員会については、令和8年2月16日（火）午前9時30分から、会議室402で開催すること。 次々回の委員会については、令和8年4月23日（木）午前9時30分から、会議室303で開催することについて確認した。 委員会の閉会宣言。

上記議事録に相違ないことを確認しました。

令和8年 月 日

委員長

委員